

厚生労働省より、平成 22 年度 老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を受け、下記 2 事業を実施することになりました。

事業名①

「正しい新褥瘡治療法（ラップ療法）の普及・啓発のための実技セミナーと手技習得プログラムの構築」

事業概要

平成 22 年 3 月 3 日付けで日本褥瘡学会から「ラップ療法に関する見解」が提示された。この見解では、「褥瘡の治療にあたっては医療用の創傷被覆材の使用が望ましい」としながらも、「非医療用材料を用いたラップ療法は、医療品の継続使用が困難な療養環境において使用することを考慮してもよい」とされた。さらに「ラップ療法は、褥瘡の治療について十分な知識と経験を持った医師の責任のもとで施行すべき」と強調されている。

以上から分かるように、ラップ療法の正しい適応と安全な実施法、合併症への対処等を教育・普及・啓発することがきわめて重要な課題であると言える。

そこで今年度は、平成 21 年度厚生労働省老健局老人保健健康増進等事業による「高齢者介護のための新たな褥瘡治療法に関する調査研究事業」の結果をもとに、この新たな褥瘡治療法（褥瘡ラップ療法）の有効性および安全な施行法を広く普及・啓発させるために、医療従事者を対象とした実技セミナーを開催することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、「褥創をラップ療法で治療している医師・医療機関」に登録されている 177 の医療機関の協力を得て、首都圏近郊の 10 地区において褥瘡ラップ療法の実技セミナーを、平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日にわたり実施する。

新褥瘡治療法（ラップ療法）は、経済的効率性が高く、しかも介護労働の軽減に資するものであることは明らかで、この安価でしかも簡便な新たな褥瘡治療法であるラップ療法を普及・促進することは、在宅療養者の褥瘡治療に貢献することが大いに期待される。

本事業によって、新たな褥瘡治療法であるラップ療法の実技セミナーとラップ療法のための手技習得プログラムを構築していく。

事業名②

「介護保険施設等における人員配置基準に関する調査研究事業」

事業概要

介護保険関連施設等は、そのサービスの種類により定められた人員配置基準に基づいて運営されているが、実際に要介護者の支援・サービスに従事している職員数、かつ支援・

サービスの内容がかなり大きく異なっている。これは受け手側の国民からみると、利用する施設により違ったサービス内容になってしまい、不平等になっていると言わざるを得ない。

具体的には、下記6つの施設・サービス（24時間サービス提供事業）について、比較検討・実態調査を平成22年7月1日から平成23年2月28日にわたり実施する。

- ①特別養護老人ホーム（従来型）
- ②特別養護老人ホーム（新型）
- ③老人保健施設
- ④小規模多機能型居宅介護サービス
- ⑤認知症対応グループホーム
- ⑥特定施設（おもに有料老人ホーム）

本事業では、そのような人員配置基準の根拠となる法的背景、施設種別ごとの人員配置の実態に関する定量的な把握、個別ケアの実施状況の把握を行い、現状の人員配置基準における課題、個別ケアの実施に必要な施設種別ごとの望ましい人員配置基準を検討し、施設ケアの質向上を阻害しない新たな「人員配置基準のあり方についての提言」を作成する。

また、本研究事業で得られた人員に配置に関するデータは、すべて開示し、今後の介護報酬の見直しに活用できる基礎資料として取りまとめを行う